

令和 4 年 3 月 28 日

令和 4 年度共同利用採択者 各位

共同利用掛

(お知らせ) 共同利用受付について

標記のことにつきまして、これまで共同利用での来所及び退所時は、共同利用掛の窓口で受付簿に記帳いただいておりますが、今後（令和 4 年度以降）は、以下のように必要な手続きがある場合以外は、お立寄りいただく必要はありませんのでお知らせいたします。

< 共同利用掛での手続きが必要な場合 >

- ・無線 LAN の利用
- ・電子ジャーナルの利用
- ・自転車の利用（※自転車を利用するには、各自、自転車保険に加入していることが前提となりますのでご留意願います。）